

令和4年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提出資料

- 所管事項
 - I 電気事業の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - II 令和5年度企業庁組織機構の考え方について・・・・・・・・・・ 6

令和4年12月13日

企業庁

I 電気事業の廃止について

1 電気事業の経緯

県は、電力の確保と安定供給を行うため、昭和 27 年に電気事業許可を受け、昭和 29 年に長^{なが}発電所を建設して以降、宮川第一、宮川第二、宮川第三発電所を建設し、「宮川総合開発事業」の一環として水力発電事業を開始しました。

昭和 36 年の企業庁発足後には、中南勢地区の産業基盤の整備、オイルショック後の石油代替エネルギーの確保など、各時代の社会情勢により公営電気事業に求められた使命を果たすため、三瀬谷発電所をはじめ 6 箇所の発電所を建設して事業を実施し、クリーンなエネルギーを供給するとともに、地域の発展に貢献してきました。

また、県は、ごみの持つ未利用エネルギーの活用、小規模自治体の可燃性ごみの処理におけるダイオキシン類対策など、資源循環型社会の構築に向けて R D F 焼却・発電事業に取り組み、平成 14 年 12 月から当庁が事業運営を行ってきました。

当庁は、地方公営企業を取り巻く環境変化に対応するため、第三者機関として「企業庁の今後のあり方検討会」を設置し、平成 18 年 3 月に「企業庁の今後のあり方に関する報告書」を取りまとめました。また、これと並行して、県議会から「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」がなされました。これらの経緯を踏まえ、県は平成 19 年 2 月に「企業庁のあり方に関する基本的方向について」を公表し、水力発電事業については「民間譲渡が最初の選択肢となる」との考え方を示しました。これを受けて、当庁では、平成 19 年 11 月に水力発電事業の民間譲渡を重点的な取組の一つに掲げた「三重県企業庁長期経営ビジョン」を策定し、民間譲渡を推進しました。その後、譲渡先として中部電力株式会社を選定し、様々な課題について協議を進め、平成 27 年 4 月に全ての水力発電所の民間譲渡を完了し、水力発電事業を廃止しました。

R D F 焼却・発電事業については、事業期間を令和 2 年度末までとじていましたが、R D F 関係市町等の新たなごみ処理体制の構築に進展が見られたことから、平成 30 年 7 月の三重県 R D F 運営協議会総会において、「製造団体は、令和元年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制へ移行する」ことなどが決議されました。これを受けて、当庁は、令和元年 9 月に三重ごみ固形燃料発電所における R D F の焼却・発電を終了しました。現在、R D F 焼却・発電施設の撤去を進めており、撤去が完了する令和 5 年 3 月には「R D F 焼却・発電事業の総括」を取りまとめ、令和 4 年度末をもって電気事業を廃止する予定です。

2 電気事業の廃止に向けた取組

(1) 条例等の改正について

電気事業は、地方公営企業法第4条^(*)に基づき、「三重県公営企業の設置等に関する条例」(以下「設置条例」という。)で定められています。令和4年度末をもって電気事業を廃止することから、設置条例の改正を行います。

また、企業庁の管理規程等についても必要な改正を行います。

令和5年2月(予定)

「三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を

改正する条例案(令和5年4月1日施行)」の提出

(*) <地方公営企業法>

(地方公営企業の設置)

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

(2) 残余財産等について

電気事業は、県が設置条例で定めたものであることから、電気事業廃止(令和4年度末)後の残余財産は、全て県(一般会計)に引き継ぎます。

残余財産は、現金預金及び事業外固定資産等であり、関係部局と連携しながら、残余財産を円滑に引き継げるよう調整していきます。

なお、事務の引継ぎについては、地方公営企業法施行令第7条に基づき、事業廃止後10日以内に知事及び会計管理者に行います。

(3) RDF焼却・発電事業について

RDF焼却・発電施設の撤去工事については、令和3年1月に着手し、周辺環境や安全対策に配慮するとともに、ホームページや回覧により地域住民に工事の情報を提供しながら、施設の撤去を進めてきました。

現在、焼却施設や発電施設など全ての施設の撤去が完了しており、引き続き、跡地の整地や安全祈願用地の整備などを進め、令和5年3月に完了する予定です。

RDF焼却・発電事業の収支については、撤去工事の完了により確定することになりますが、令和元年度末時点での累積赤字約31億円に、令和2年度以降のRDF焼却・発電施設の撤去(約17億円)やRDF処理委託料清算金(約7億円)などの費用を加えて、約62億円の累積赤字となる見込みです。

(4) 今後の電気職員の配置について

電気職員は、当庁の水道用水供給事業及び工業用水道事業におけるポンプ設備、受変電設備等の改良工事や保守点検などの機電業務に加え、知事部局等においても環境・エネルギー政策など様々な分野でその専門的知識を生かして業務を行っています。

これらの業務において、これまで電気事業に携わってきた職員が、引き続きその能力や適性を生かし、高いモチベーションを持って働くことができるよう、令和5年度以降の適切な職員の配置に向けて取り組みます。

3 安全・安心への取組

当庁は、「安全」で「安心」できるサービスの提供をミッション（使命・担うべき役割）として掲げ、これまでも事業運営を行ってきました。

令和4年3月の「三重県企業庁経営計画」の改定では、RDF貯蔵槽爆発事故の反省と教訓を今後の事業運営に生かし、将来にわたり県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくため、「経営にあたっての行動基軸」においても「安全・安心」を事業運営の判断基準の根底に置くことを改めて明記しました。

また、電気事業の終了後も、事故が発生した事実を風化させることなく、安全で安定した事業運営を誓う機会として、毎年8月19日に実施している安全祈願行事に、中堅・若手職員も参加させ、今後も継続して実施するとともに、事故当時の状況や事業総括の内容を題材とした当庁独自のコンプライアンス・ミーティングを毎年実施することで、事故の反省と教訓を将来にわたり継承していきます。

年表（電気事業）

年月	事項	参考事項
昭和26年 4月	・宮川総合開発事業のための調査開始	5月－9 電力会社発足
昭和27年 4月	・宮川総合開発事業 着手	
7月	・宮川総合開発建設部 設置 ・三重県電気事業の許可（公益事業令） ・長発電所 建設着手	7月－電源開発促進法公布 8月－地方公営企業法公布
昭和28年 6月	・宮川第一発電所 建設着手	
昭和29年 1月	・長発電所 営業運転開始	
4月	・電気事業に地方公営企業法の財務規程を適用	
6月	・宮川第二発電所 建設着手	
昭和31年 4月	・企業準備室（土木部） 設置	
7月	・電気局 設置 ・電気事業に地方公営企業法を全適用	
昭和32年 4月	・宮川第一発電所 営業運転開始	
5月	・宮川ダム 竣工	
昭和33年 1月	・宮川第二発電所 営業運転開始	
7月	・宮川第三発電所 建設着手	
昭和36年 4月	・電気局を企業庁に改組（企業庁発足）	
昭和37年 3月	・宮川第三発電所 営業運転開始	
昭和42年 4月	・三瀬谷ダム 竣工 ・三瀬谷発電所 営業運転開始	
昭和43年 3月	・青蓮寺発電所の建設に着手	
昭和45年 6月	・青蓮寺発電所 営業運転開始	
昭和60年 6月	・大和谷発電所 営業運転開始	
平成 2年 4月	・蓮発電所 一部営業運転開始	
平成 3年 3月	・蓮発電所 営業運転開始	

年月	事項	参考事項
平成 7年 10月	・青田発電所 営業運転開始	
平成10年 12月	・比奈知発電所 営業運転開始	
平成13年 9月	・三重ごみ固形燃料（RDF）発電所 建設着手	
平成14年 4月	・全水力発電所の運転監視制御を三瀬谷発電管理事務所に一元化	
平成15年 8月	・三重ごみ固形燃料（RDF）発電所 貯蔵槽で爆発事故	
平成16年 3月	・三重ごみ固形燃料（RDF）発電所 事故後の試運転開始	
平成18年 3月	・県議会が「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」を行う	
平成19年 2月	・県が「企業庁のあり方に関する基本的方向について」を示す	
平成19年 11月	・「三重県企業庁長期経営ビジョン」を策定し、水力発電事業の民間譲渡を重点的な取組の一つとする	
平成23年 8月	・「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を中部電力（株）と締結	
平成25年 4月	・青蓮寺発電所、比奈知発電所 中部電力（株）へ譲渡	
平成26年 4月	・宮川第一発電所、宮川第二発電所、蓮発電所 中部電力（株）へ譲渡	
平成27年 4月	・長発電所、宮川第三発電所、三瀬谷発電所、大和谷発電所、青田発電所 中部電力（株）へ譲渡 ・全水力発電所の譲渡を完了	
令和 元年 9月	・三重ごみ固形燃料（RDF）発電所 RDFの焼却・発電を終了	
令和 3年 1月	・RDF焼却・発電施設の撤去に着手	
令和 5年 3月	・RDF焼却・発電施設の撤去を完了（予定）	

Ⅱ 令和5年度企業庁組織機構の考え方について

当庁では、将来にわたり県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示す10年間の計画として「三重県企業庁経営計画（以下、「経営計画」という。）」を平成29年3月に策定しました。

令和4年3月には社会情勢の変化等を踏まえて経営計画の改定を行い、事業ごとに経営目標を設定して取組を進めているところです。

一方で、人口減少が既に本格化している今、技術系職員の確保や健全な財政運営の維持など人口減少に伴う諸課題への対応は待ったなしの状況であり、県民のいのちに関わる「水を供給する」というサービスが継続できるよう、抜本的な経営改革を進めていく必要があります。

これらのことを踏まえ、次のとおり令和5年度の組織機構の調整を行います。

1 組織機構の調整方針

令和5年度の組織機構については、経営目標の達成に向けた取組を推進するとともに、今後もサービスの提供を持続可能にするため、現行組織等の課題への対応、事業を取り巻く状況の変化や緊急的な諸課題への的確な対応、危機管理体制等に留意しつつ、中長期的な視点で今後の企業経営の在り方も検討しながら、より効果的・効率的な組織体制となるよう所要の整備を行っていきます。

2 今後のスケジュール

令和5年3月末に三重県企業庁組織規程を改正し、令和5年4月1日から施行する予定です。